資料１

新しい総合計画における進行管理の概要

Ⅰ　基本的な考え方

○　新しい総合計画「いきいき　ふくしま創造プラン」（以下「創造プラン」という。）の着実な推進を図るため、計画に掲げる重点施策を評価して課題を抽出し、必要な改善策を具体化していくための進行管理を行う。

○　個別事業評価については、平成１３年度から９年間実施しており、ある程度定着してきたことから、各部局の自己評価とし、今後は、施策の取組状況に関する評価及び事業構築にシフトしていく。

Ⅱ　新たな進行管理の特長

創造プランを推進していくために、これまでの事業評価制度から、次のような点を見直している。

１　施策中心の評価

施策としての課題を検証し、次の施策展開に生かしていくことがこれまで以上に重要であることから、個別事業の評価に力点を置くのではなく、より大局的な視点から施策の取組状況を評価することに力点を置いた評価とする。

２　創造プランの進行管理と評価の一体化

創造プランの進行管理と評価を一体的に行うこととし、より効果的・効率的に進行管理を行っていく。評価については、総合計画審議会が第三者評価機関としての役割も担い、創造プランの進行管理と併せて一体的に審議する。

３　評価結果の効果的活用

評価結果をもとに、課題に対応する方策等を部局横断的に検討し、各部局における次年度事業の企画立案や事業の見直しや、重点プログラムに基づく次年度事業の構築・選定等に生かしていく。

Ⅲ　進行管理の対象

創造プランの第４章「政策分野別の重点施策」に掲げる２２施策及び第５章「地域別の重点施策」に掲げる９０施策を対象とする。

Ⅳ　進行管理の手順

１　施策の取組状況に関する評価

(1)　政策分野別重点施策

各部局が行う個別事業の評価等を基に、部局を横断した組織により連携を図りながら自己評価を行う。また、多様な意見の反映、客観性の向上等を図るため、毎年度、２２施策のうち複数施策を抽出し、総合計画審議会による第三者評価を実施する。

なお、第三者評価の実施に当たっては、総合計画審議会に部会を設置して、機動的・効果的に詳細審議を実施する。

また、詳細審議の対象となる施策以外の施策については、自己評価の結果を審議会に報告する。

(2)　地域別重点施策

地方振興局が中心となり各出先機関が連携して、地域で懇談会を開催するなど県民の意見を聴きながら評価を行う。なお、その結果を総合計画審議会にも報告する。

施策の取組状況に関する評価の流れ

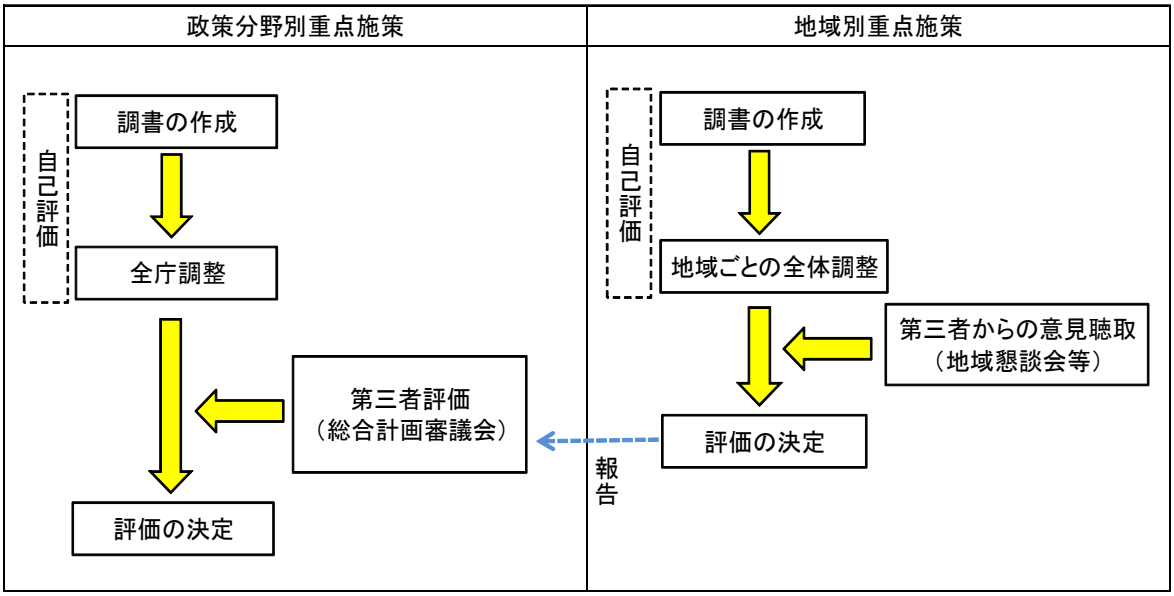

２　次年度事業の構築等

各部局は、上記１の評価結果及び総合計画審議会の意見を踏まえ、部局間の連携を図りながら、次年度に向けた新規事業の構築や既存事業の改善・見直しなど、効果的な事業構築を行う。

特に、創造プラン第６章に掲げる重点プログラムに関する取組みについては、部局横断的な組織を設置し、重点プログラムの推進に資する事業の構築につなげていく。

また、地域別の重点施策についても、地方振興局を始めとする各出先機関が実施する事業の構築や改善・見直しにつなげていく。

３　進行管理結果の公表

進行管理の結果については、分かりやすく取りまとめ、広く県民に公表するとともに、県議会に対しても報告する。

Ⅴ　評価の視点

評価に当たっては、下記の視点で行う自己評価に加え、第三者評価や、地域懇談会等における県民の意見も進行管理に生かしていく。

１　指標の進捗状況（政策分野別重点施策のみ）

計画に示した施策の達成状況を図る指標やモニタリング指標により、施策のどの部分が弱いのかなどを検証する。

２　施策を取り巻く社会経済情勢等の変化

施策を取り巻く外的要因（経済状況、新たな社会問題、国の法改正や施策の動向など）を確認する。

３　施策を構成する事業の取組状況

施策を構成する個々の事業について確認し、今の取組みで足りないものはないかなどを検証する。

Ⅵ　第三者評価の手順・方法

１　第三者評価の流れ

①　各委員に調書を事前送付

②　進行管理部会での審議（８月下旬～９月上旬に２回）

③　部会意見とりまとめ（部会で出された意見を事務局で取りまとめ、文書により各委員に内容確認）

④　審議会に部会意見報告（１０月）

⑤　意見書とりまとめ

⑥　意見書を知事に提出（１１月上旬）

２　部会における審議の進め方

審議対象とする施策について、県から自己評価の内容について説明（２０分程度）した後、質疑応答等を行う。（１施策あたり１時間３０分程度）

３　審議のポイント

部会では、県が行った自己評価の内容について、以下の点を中心に審議を行う。

ア「施策を進める上での課題」について

・現在の取り組みで弱いところ、さらに力を入れるべきところはどこか。

・社会経済情勢等を踏まえ、新たに必要となる観点はないか。

・県が本来担うべき役割を踏まえた課題となっているか。

イ「今後の取組みの方向性」について

・課題を解決し、施策の推進に資する取組みの方向性となっているか。

・他に効果的、効率的な取組みの方向性はないか。

４　意見書の取りまとめ

部会及び審議会で出された意見をもとに、意見書をとりまとめる。

意見書の記載イメージ

（施策名）「子どもたちが心豊かにたくましく育つ社会の実現」

意見　〇〇〇といった課題に対応するため、△△△にさらに力を入れていくべきである。

意見　〇〇の指標が芳しくないことから、△△△にも取り組むべきである。

施策取組状況評価（政策分野別）に関する調書の構成

指標調査票　（様式1）

・ 指標の担当課が作成します。
・ 149ある指標全てについて作成します。

【指標の推移】

	H20（基準値）	H21	・・・・	H26
年度別目標値				
実績				
全国（平均）値				
本県の全国順位				
指標の達成状況				

【指標の分析】

指標の変動要因と今後の見通し

目標達成に向けての課題

施策対応事業一覧表　（様式2）

・ 細項目ごとに、その細項目にぶらさがる事業をまとめます。
・ 施策評価にあたって現在どのような事業を行っているかということを確認するための調書という側面とこれまでの「事業評価」にあたる調書という側面、2つの側面を持つ調書です。
・ 個々の事業の評価については各部局で実施し、施策評価においては「事業情報」を得るための調書という位置づけとします。

施策名	
細項目名	

事業名	担当課	予算額	始期	終期	事業の概要	取組実績・成果	事業を進める上での課題

○　上記2つの調書は、「細項目調書（様式3）」や「指標の状況（様式4の付表）」を作成するための基礎的な資料という位置づけです。

指標の状況　（様式4の付表）

・ 様式1を施策ごとにまとめて記載します。

①施策	
②細項目	

④指標名								
⑤指標の説明								
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標								
実績								
達成率								
⑦分　析								

④指標名								
⑤指標の説明								
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標								
実績								
達成率								
⑦分　析								

細項目調書　（様式3）

・ 63ある細項目ごとに作成します。
・ 様式1と様式2をもとに作成します。

【現状分析】

指標の分析

社会経済情勢等

主な取組み実績・成果

平成22年度の主な取組み

【課題整理】

細項目を推進する上での課題

【今後の取組方向】

今後の取組みの方向性

重点施策調書　（様式4）

・ 総合計画上の22の施策ごとに作成します。
・ 様式3（各施策ごとに2つ～4つ）をもとに記載します。

【現状分析】

指標の分析

社会経済情勢等

主な取組み実績・成果

平成22年度の主な取組み

【課題整理】

施策を推進する上での課題

【今後の取組方向】

今後の取組みの方向性

○　進行管理部会等で主に審議していただく調書です。
○　特に、「施策（細項目）を推進する上での課題」や「今後の取組みの方向性」を中心にご意見をいただき、具申としてまとめていただくイメージです。